

## 児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法に基づいて、こどもの健やかな成長を願って設置されています。児童福祉司、児童心理司などの専門スタッフが配置されており、相談者とともに考え、問題を解決していく専門機関です。

青森県では、各地域ごとに6児童相談所が設置されています。

### ○青森県下北児童相談所所管地域

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

○管内市町村の18歳未満のこどもに関する相談を受け付けています。

## 相談の方法

### ・相談するには

電話又は来所による相談を受け付けています。来所による場合は事前に予約していただきますようお願いいたします。

(TEL 0175-23-5975)

相談は無料です。

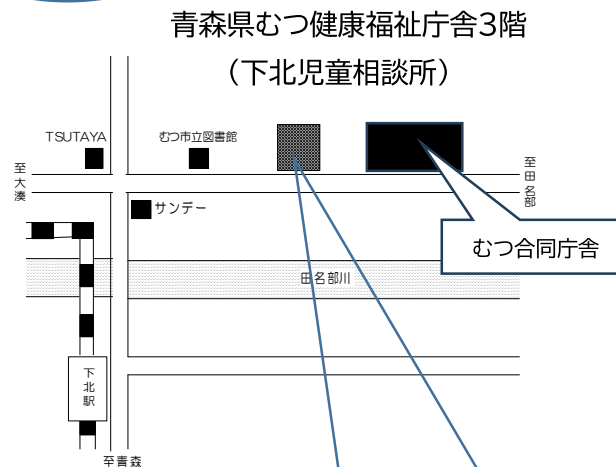
相談内容に関して秘密を守ります。

### ・相談受付時間は

月曜日～金曜日 8:30～17:00

土曜・日曜・祝日はお休みです。

## 地図



### 青森県下北児童相談所（3階）

〒035-0073 むつ市中央1丁目3-33

TEL (0175) 23-5975

FAX (0175) 23-5982

### ◇虐待かな？と思ったら・・・

虐待ホットライン（下北児童相談所）

24時間対応、フリーダイヤル

「虐待を見た」「こどもから聞いた」  
「虐待をしてしまう」「虐待をしてしまいそうだ」

0120-72-6552

どなたでも連絡してください。

通告・通報の内容は固く秘密を守ります。

# 児童相談所のごあんない



## 青森県下北児童相談所

## こんな援助があります

○助言：受けた相談に対して、助言を行います。  
また、他機関の援助が必要な場合は紹介します。

○継続的な援助：必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います。援助の中で遊びを通じた治療プログラムやカウンセリングなどを個別又はグループで行うこともあります。

○一時保護：緊急に保護を必要とする場合や保護による行動観察が必要な場合、又は短期入所指導を行う必要がある場合に一時保護を行います。

(※一時保護所は中央児童相談所にあります。)

○施設入所：色々な事情により家庭で生活することができないお子さんを一定期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設などの児童福祉施設で預かります。

○愛護手帳に関すること：愛護手帳交付申請及び再判定に際し、社会診断、心理診断、医学診断等の判定を行います。申請は市町村障がい福祉担当窓口でお願いします。

○障害児施設給付費支給決定：障害児入所施設利用契約の場合、給付費の決定を行います。

○里親制度：様々な事情により家庭で生活できない子供を里親家庭で養育する制度です。児童相談所は里親の認定登録を行っています。

関心のある方はご相談ください。



## ひとりで悩まないでご相談ください

☆ 0歳から18歳未満のお子さんについてご相談に応じます。

☆ 本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。

保育所、幼稚園  
学校に行きたが  
らない

◎電話相談  
◎家庭訪問  
◎心理検査  
◎施設入所  
◎児童虐待の相談・通告

◎来所相談  
◎学校等訪問  
◎一時保護  
◎里親になりたい

言葉が遅れている  
発達が気になる  
しつけがうまくいかない

性格や行動  
が気になる

虐待かも！

◎地域の関係機関とともに、お子さんとご家族を支援します。  
より身近な、市町村児童家庭相談窓口への相談もお勧めします。